

中国地方整備局建設業法令遵守推進本部における 平成27年度の活動結果 及び 平成28年度の活動方針について

I. 平成27年度 活動結果

平成27年度における「中国地方整備局建設業法令遵守推進本部（以下、「推進本部」という。）」の活動結果は下記のとおりです。

1. 建設業者への立入検査等の状況及び監督処分や勧告などの措置状況

平成27年度は、57業者に立入検査を実施しました。（平成26年度：67業者）

【内訳】

- 下請取引等実態調査の結果に基づく立入検査 30業者
- 被災3県に新たに営業所を新設した業者を中心に選定 2業者
- フォローアップを目的とした立入検査 22業者
- 駆け込みホットラインへの通報案件に対する立入検査 3業者

立入検査の結果により、33業者に対し、改善のための文書勧告を実施しました。これは、立入検査実施業者の約6割にあたります。（平成26年度：39業者【約6割】）

過去に立入検査を実施し、勧告を行った業者への改善状況確認を目的とする立入検査（フォローアップを目的とした検査）を22業者に対し実施した結果、19業者について改善が図られていることが認められました。

勧告に係る改善事項の総数は59件であり、このうち契約に係わる不備が18件（約3割）を占めていました。

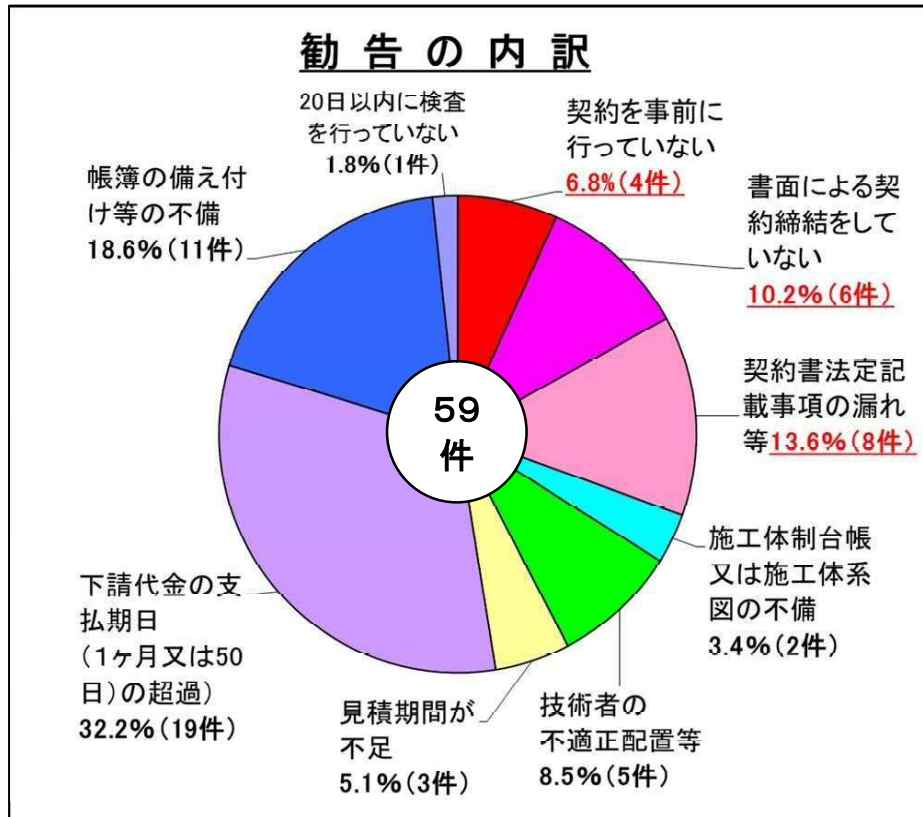
（図－1 参照）

【平成26年度実績】

勧告における改善事項の総数は85件
そのうち、契約に係わる不備が29件（約3割）

【図－1 勧告内容の内訳】

平成27年度立入検査結果による改善勧告



注)赤字・・・契約の不備に関する事項
30.5%(18件)

監督処分・勧告（立入検査以外）の措置状況

- 「営業停止」 1社 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反
- 「勧告」 1社 基礎ぐい工事における施工データ流用

2. 各県担当部局との合同立入検査

平成22年度より、元請下請取引の適正化を広く推進するため、各県知事許可部局と連携のうえ各県知事許可業者に対して合同立入検査を実施し、各県知事許可業者に対する指導も行っております。

平成27年度においても、11月の建設業法令遵守推進月間を中心に12業者に合同立入検査を実施しました。（平成26年度は25業者）

3. 建設業法令遵守推進本部に寄せられた通報等

推進本部では、建設業法違反通報窓口「駆け込みホットライン」を設けて、建設業に係る法令違反に関する情報収集を行っています。

平成27年度は、「駆け込みホットライン」に寄せられた通報等は58件あり、法令違反に関する疑義が9件、不払い相談が21件、その他相談が28件でした。

4. 法令遵守推進に関する活動

建設業における取引の適正化について、11月の『建設業適正取引推進月間』の取組を含め、建設業法の厳正かつ適正な運用により法令遵守指導を通じ、その推進を図っています。

平成27年度は、計24回の講習等を実施し、建設業関係者を中心に述べ1,417名に参加いただきました。

- (1) 建設業適正取引推進月間に各県と共催で講習会を開催 5回
- (2) 建設業団体等が開催する講習会への講師派遣 4回
- (3) 建設業団体との意見交換会等での周知 15回

II. 平成28年度 活動方針

別紙のとおり